

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、学校法人朝陽学院と称する。

(事務所の所在地)

第2条 この法人は事務所を大阪市阿倍野区天王寺町南2丁目8番19号(あべの翔学高等学校内)に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、建学の精神『人徳を経とし 実務を緯とする』を礎とした人材の育成を目的とする。

(設置する学校等)

第4条 この法人が前条に規定する目的を達成するために設置する学校は次に掲げるものとする。

- (1) あべの翔学高等学校 全日制課程 普通科
- (2) あべの翔学高等学校附属朝陽幼稚園
- (3) 朝陽幼稚園

第3章 役員及び理事会

(役員)

第5条 この法人には次の役員を置く。

- (1) 理事 5人以上8人以内
 - (2) 監事 2人以上
- 2 理事のうち1名を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。
- 3 理事(理事長を除く)のうち1人を常務理事とし、理事総数の過半数の議決により選任することができる。常務理事の職を解任するときも、同様とする。

(理事の選任)

第6条 理事は次の各号に掲げる者とする。

- (1) あべの翔学高等学校の校長
 - (2) 評議員のうちから評議員会において選任した者 2以上4人以内
 - (3) 学識経験者のうちから理事会において選任した者 2以上3人以内
- 2 前項第1号及び第2号の理事は、学校長または評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

(監事の選任)

第7条 監事は、この法人の理事、職員(この法人の設置する学校の教員とその他職員を含む。以下同じ。)、評議員又は役員配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

(役員任期)

第8条 役員(第6条第1項第1号に掲げる理事を除く。以下この条において同じ。)の任期は4年とする。ただし、補欠の役員は前任者の残任期間とすることができる。

2 役員は再任されることができる。

3 役員はその任期満了の後でも後任者が選任されるまでは、なおその職務(理事長にあつてはその職務を含む)を行う。

(役員補充)

第9条 理事のうち、その定数の5分の1をこえる者が欠けたとき、及び監事に欠員が生じたときは、1月以内に補充しなければならない。

(役員解任及び退任)

第10条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決および評議員会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき。
- (2) 心身の故障その他の理由により職務の執行に堪えないとき。
- (3) 職務上の義務に著しく違反したとき。
- (4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 役員は次の事由によって退任する

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡
- (4) 私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

(理事長の職務)

第11条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

(常務理事の職務)

第12条 常務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を分掌する。

(理事の代表権の制限)

第13条 理事長及び常務理事以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事長職務の代理等)

第14条 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

(監事の職務)

第15条 監事は次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務を監査すること。

- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (4) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
 - (5) 第 1 号から第 3 号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを大阪府知事に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
 - (6) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対し理事会及び評議員会の招集を請求すること。
 - (7) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。
- 2 前項第 6 号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。
 - 3 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(理事会)

第 16 条 この法人に理事を以て組織する理事会を置く。

- 2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
- 3 理事会は理事長が招集する。
- 4 理事長は、理事総数の 2 分の 1 以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から 2 週間以内に、これを招集しなければならない。
- 5 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の 7 日前までに発しなければならない。ただし緊急を要する場合はこの限りでない。
- 7 理事会の議長は理事長とする。
- 8 理事長が第 4 項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。
- 9 前条第 2 項及び前項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
- 10 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。ただし第 14 項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りでない。
- 11 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 12 理事会の議事は、法令及び本寄附行為に特別の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 13 議長は理事として議決に加わることはできない。
- 14 理事会の議事について、理事会における特別の利害関係を有する理事はその議事の議決に加わることはできない。

(決議の特例)

第 17 条 次に掲げる事項については理事会における理事総数の 3 分の 2 以上の決議がなければならない。

- (1) 予算、基本財産の処分運用、不動産の処分及び買い取り、積立金の処分、長期借入金に関する事項。なお、短期借入金については当条項の対象外とする。また、長期借入金についても、金融機関、借入期間等の詳細が確定しない場合は、その詳細条件を理事長に一任することができる。
- (2) 予算以外の新たな義務の負担又は権利の放棄に関する事項。
- (3) 私立学校法第 50 条第 1 項第 3 号に掲げる事由による解散。
- (4) 残余財産の処分に関する事項。

(業務の決定の委任)

第 18 条 法令及びこの寄附行為の規程により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重大事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(議事録)

第 19 条 議長は、理事会の開催の場所および日時並びに議決事項およびその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には議長及び出席した理事のうちから互選された理事 2 人以上が署名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

3 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

第 4 章 評議員会及び評議員

(評議員会)

第 20 条 この法人に、評議員会を置く。

2 評議員会は、11 人以上 17 人以内、ただし理事の定数の 2 倍をこえる数の評議員をもって組織する。

3 評議員会は、理事長がこれを招集する。

4 評議員会は定例及び臨時会とする。

(1) 定例会は毎年 3 月、5 月、12 月に招集する。

(2) 臨時会は必要の都度これを開く。

5 理事長は、評議員総数の 3 分の 1 以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から 20 日以内に、これを招集しなければならない。

6 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。

7 前項の通知は、会議の 7 日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

8 評議員会に議長を置き、議長は、評議員のうちから評議員会において選任する。

9 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決をすることができない。ただし第 13 項の規定による除斥のため過半数に達しないときには、この限りでない。

10 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

11 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の過半数で決

し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

12 議長は、評議員として議決に加わることができない。

13 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

(議事録)

第 21 条 第 19 条第 1 項及び第 2 項の規定はこれを評議員会の議事録に準用する。この場合において同条第 2 項中「理事のうちから互選された理事」とあるのは、「議長及び出席した評議員のうちから互選された評議員 2 人以上」と読み替えるものとする。

(諮問事項)

第 22 条 次に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- (1) 予算及び事業計画
- (2) 借入金(当該事業年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の手金の処分
- (3) 役員に対する報酬等(報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。)の支給基準
- (4) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄に関する事項
- (5) 寄附行為の変更
- (6) 合併
- (7) 目的たる事業の成功の不能による解散
- (8) その他この学校法人の業務に関する重要事項

(評議員会の意見具申等)

第 23 条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の選任)

第 24 条 評議員は次の各号に掲げる者とする。

- (1) この法人の職員から選任される者 4 人
 - (2) この法人の設置する学校を卒業した者で年令 25 歳以上のうちから選任される者 1 人
 - (3) 本法人理事長
 - (4) 理事のうちから互選される者 3 人以上
 - (5) 学識経験者 2 人以上
- 2 前項第 1 号、第 3 号、第 4 号の評議員は、職員及び理事長並びに理事の地位を退いたときは評議員の職を失う者とする。
- 3 第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 5 号に規定する評議員は理事会に於いて選任する。

(任期)

第 25 条 評議員の任期は 4 年とする。ただし、補欠の評議員の任期は前任者の残任期間とすることができる。

2 評議員は再任されることができる。

3 評議員は任期満了の後でも後任の者が選任されるまではその職務を行う。

(評議員の解任及び退任)

第 26 条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の 3 分の 2 以上の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。

(2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 評議員は次の事由によって退任する。

(1) 任期の満了

(2) 辞任

(3) 死亡

第 5 章 資産及び会計

(資産)

第 27 条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第 28 条 この法人の資産は、これを分けて基本財産・運用財産とする。

2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入される財産とする。

3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。

4 寄附金品については、寄附者の指定がある場合にはその指定に従って基本財産・運用財産に編入する。

(基本財産処分の制限)

第 29 条 基本財産中の不動産及び重要なものはこれを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上止むを得ない事由があるときは、理事会において理事総数の 3 分の 2 以上の議決を得て、その一部に限りこれを処分することができる。

(積立金の保管)

第 30 条 運用財産のうち積立金は確実な有価証券を購入するか確実な信託銀行に信託するかまたは郵便貯金もしくは銀行預金とする。

(経費の支弁)

第 31 条 この法人の事業の遂行に要する経費は運用財産中不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第 32 条 この法人の会計は学校法人会計基準により行う。

(予算及び事業計画)

第 33 条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に理事長が編成し、理事会において出席した理事の 3 分の 2 以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えるときも同様とする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第 34 条 予算外で新たな義務の負担又は権利の放棄を決議する場合は、第 17 条(決議の特例)で定めたとおりとする。

(決算及び実績の報告)

第 35 条 この法人の決算は毎会計年度終了後 2 月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

2 決算において余剰金があるときはその一部又は全部を運用財産中積立金に編入し又は次会計年度に繰り越すものとする。

3 理事長は、毎会計年度終了後 2 月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第 36 条 この法人は、毎会計年度終了後 2 月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿(理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。)を作成しなければならない。

2 この法人は、前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給基準及び寄附行為(以下この項において「財産目録等」という。)を各事務所に備えて置き、請求があった場合(役員等名簿及び寄附行為以外の財産目録等にあつては、この法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があった場合に限る。)には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 前項の規定に関わらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

(役員報酬)

第 37 条 役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(資産総額の変更登記)

第 38 条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後三月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第 39 条 この法人の会計年度は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

第6章 解散及び合併

(解散)

第40条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会における理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決
 - (2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の3分の2以上の議決
 - (3) 合併
 - (4) 破産
 - (5) 大阪府知事の解散命令
- 2 前項第1号に掲げる事由による解散にあたっては大阪府知事の認可を、同項第2号に掲げる事由による解散にあたっては大阪府知事の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第41条 この法人が解散した場合(合併及び破産による解散を除く。)における残余財産の帰属すべきものは、解散のときにおける理事会において出席した理事の3分の2以上の議決により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。

(合併)

第42条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て大阪府知事の認可を受けなければならない。

第7章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

- 第43条 この法人の寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決及び評議員会の議決を得て、大阪府知事の認可を受けなければならない。
- 2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決及び評議員会の議決を得て、大阪府知事に届け出なければならない。

第8章 補則

(書類及び帳簿の備付)

第44条 この法人は、第36条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に各事務所に備えて置かなければならない。

- (1) 役員及び評議員の名簿及び履歴書
- (2) 収入及び支出に関する帳簿及び証憑書類
- (3) その他必要な書類及び帳簿

(公告の方法)

第 45 条 この法人の公告は、あべの翔学高等学校掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第 46 条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附則

1 法人組織変更当初の寄附行為は、昭和 22 年 4 月 1 日に施行する。

2 この法人の法人組織変更当初の役員は次の通りとする。

理事	小西 平八郎	大阪市阿倍野区橋本町 13
理事	石畑 真一	池田市才田町 204
理事	上田 市松	大阪市東淀川区豊里菅原町 627
理事	平林 治徳	大阪市阿倍野区晴明通 1 丁目 79
理事	村上 信三	大阪市東区高麗橋詰町 48
理事	飯田 順雄	大阪市天王寺区逢阪下町 51
理事	小谷 艇治郎	大阪市生野区生野田島町 2 丁目 29-1
監事	福井 清一	大阪市住吉区大領町 2 丁目 29-1
監事	石川 鹿蔵	大阪市阿倍野区天王寺町北 2 丁目 53

3 昭和 38 年 8 月 1 日一部改定

4 昭和 51 年 11 月 12 日一部改定

5 昭和 56 年 4 月 27 日一部改定

6 平成 4 年 2 月 10 日一部改定

7 平成 6 年 5 月 13 日一部改定

8 平成 17 年 3 月 31 日改定

9 平成 18 年 10 月 31 日一部改正

10 平成 24 年 4 月 1 日一部改定

11 この寄附行為は大阪府知事の認可があった日(平成 25 年 2 月 25 日)以降、平成 25 年 4 月 1 日から施行し同日より適用する。

12 平成 26 年 4 月 1 日一部改正

13 平成 26 年 12 月 25 日一部改定

14 この寄附行為は大阪府知事の認可があった日(平成 27 年 1 月 23 日)以降、平成 27 年 2 月 1 日から施行し同日より適用する。

15 平成 27 年 3 月 30 日一部改定

16 この寄附行為は大阪府知事の認可があった日(平成 27 年 5 月 13 日)から施行する。

17 平成 28 年 12 月 17 日一部改訂

18 この寄附行為は大阪府教育長の認可があった日(平成 29 年 5 月 22 日)から施行する。

19 平成 29 年 5 月 27 日一部改定

20 この寄附行為は大阪府教育長の認可があった日(平成 29 年 6 月 19 日)から施行する。

21 この寄附行為は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

22 この寄附行為は令和 3 年 1 月 22 日認可

23 この寄附行為は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

24 この寄附行為は令和 6 年 2 月 6 日認可